

プロジェクト	<b>資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い</b>
項目	<b>本日の審議事項</b>

### これまでの経緯

- 2022 年 8 月 1 日に開催された第 484 回企業会計基準委員会において、「資金決済法上の『電子決済手段』の発行・保有等に係る会計上の取扱い」を企業会計基準委員会の新規テーマとすることを決定し、第 148 回実務対応専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催）では、企業会計基準諮問会議から受けた提言の内容、基準開発の範囲の確認<sup>1</sup>及び会計処理に関する論点の概要をご説明した。
- また、第 149 回実務対応専門委員会（2022 年 9 月 7 日開催）及び第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）以降に行った審議状況は、以下のとおりである。

検討した項目	企業会計基準委員会	実務対応専門委員会
範囲		
・通貨建資産		第 154 回
・外国電子決済手段		(2023 年 1 月 19 日)
会計処理		
・第 1 号電子決済手段	第 490 回 (2022 年 11 月 7 日)	第 149 回 (2022 年 9 月 7 日) 第 150 回 (2022 年 10 月 20 日) 第 155 回 (2023 年 2 月 27 日)
・第 2 号電子決済手段		第 152 回

<sup>1</sup> 当該テーマでは、2022 年 6 月 3 日に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）の施行により改正された資金決済に関する法律（以下「改正資金決済法」という。）第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号に規定される電子決済手段のうち、同項第 1 号から同項第 3 号に規定される電子決済手段（以下それぞれ「第 1 号電子決済手段」、「第 2 号電子決済手段」、「第 3 号電子決済手段」という。）を検討の対象としており、第 4 号電子決済手段は検討の対象としていない。そのため、「資金決済法上の『電子決済手段』の発行・保有等に係る会計上の取扱い」に関する審議資料では、特に断りのない限り、第 1 号電子決済手段から第 3 号電子決済手段を「電子決済手段」として略称定義し、当該「電子決済手段」には、第 4 号電子決済手段を含まないものとする。また、「第 1 号電子決済手段」、「第 2 号電子決済手段」、「第 3 号電子決済手段」、「電子決済手段」については、冒頭での略称定義を省略している。

検討した項目	企業会計基準委員会	実務対応専門委員会
		(2022年11月22日) 第155回 (2023年2月27日)
・第3号電子決済手段	第491回 (2022年11月21日)	第151回 (2020年11月2日) 第154回 (2023年1月19日) 第155回 (2023年2月27日)
開示		
・貸借対照表における表示		第152回 (2022年11月22日)
・注記事項		第155回 (2023年2月27日)
その他の論点		
・外貨換算		第152回 (2022年11月22日)
・キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		
・預託		第153回 (2022年12月22日) 第154回 (2023年1月19日)

**本日の審議事項**

3. 本日は、以下に関する事務局提案についてご意見をお伺いしたい。
  - (1) 実務対応報告で取扱う範囲に関する追加的な検討（審議事項(5)-2）
  - (2) 第2号電子決済手段の発行及び保有の会計処理（審議事項(5)-3）
  - (3) 電子決済手段の測定及び開示に関する検討（審議事項(5)-4）
  - (4) 外貨建電子決済手段に関する外貨換算の検討（審議事項(5)-5）
4. なお、第491回企業会計基準委員会で聞かれた意見を審議事項(5)-6に記載している。

**審議事項(5)-1**

5. また、第 152 回から第 154 回までの実務対応専門委員会で聞かれた意見を審議事項(5)-7 に、第 155 回実務対応専門委員会で聞かれた意見を審議事項(5)-8 に記載している。
6. 第 3 項(1)の審議に関連する令和 4 年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の一部を参考資料としている（審議事項(5)-2 参考資料 1 から参考資料 4）。

以 上